

平成29年4月1日

社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会 第一般事業主行動計画（第3次）

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

2. 内容

(1)労働条件の整備対策

目標1 平成30年度末の年次休暇の取得日数を、一人当たり平均12日以上とする。
(平成28年度平均10.2日)

【対策】〔平成29年4月～平成29年6月〕

- 年次休暇の取得状況を把握し、取得日数増に対する課題を検証する。

〔平成29年7月～平成30年3月〕

- 職員への周知、啓発の実施。

(2)労働条件の整備対策

目標2 時間外労働の削減に取り組む。

【対策】〔平成29年4月～平成30年3月〕

- 所定時間外労働の実態把握を行う。

〔平成30年4月～平成30年9月〕

- 部署毎の時間外労働削減の課題と対策を検討する。

〔平成30年9月～平成31年3月〕

- ノーギャラ付勤務を試行する。

〔平成31年4月～平成32年3月〕

- ノーギャラ付勤務を実施する。

(3)次世代支援育成対策

目標3 中高生等の若年者に対する職業体験の場を提供し、介護職に対する関心を高め、将来の介護人材確保を目指す。

【対策】〔平成29年4月～平成29年12月〕

- 若年者に対する職業体験の機会を提供するための受入体制、プログラムについて検討する。

〔平成30年1月～平成30年3月〕

- 地域の学校との具体的な調整を行う。

〔平成30年4月～平成31年3月〕

- 介護現場体験の受入を随時実施する。

平成29年8月1日

社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会
女性活躍推進に関する行動計画(第1次)

女性活躍推進法に基づき、本会における女性職員の活躍推進に向けた行動計画を下記の通り策定します。

計画期間 平成29年8月1日～平成32年3月31日

1. 女性の活躍推進に向けた取り組み

(1) 現状と課題

本会正職員における女性職員の割合は、60%と約半数超えており介護サービスを中心に女性の活躍する職場であるといえるが、一般事務職については、女性職員の割合が低く、今後、意欲ある女性職員の採用、登用に努める必要がある。

また、役職段階における女性職員の割合についても一般事務職について、女性の割合が低い状況にある。

① 正職員における女性職員の割合

(平成29年4月1日現在)

職種	職員数	女性職員数	
		人數	割合
一般事務	17人	4人	23%
相談事業	10人	7人	70%
介護サービス	30人	23人	76%
合計	57人	34人	60%

② 役職段階における女性職員の割合 ※[女性の数]

(平成29年4月1日現在)

職種	管理職	主任	一般職	合計
一般事務	4[1]人	8[2]人	18[12]人	30[15]人
相談事業	0人	4[3]人	14[12]人	18[15]人
介護サービス	0人	12[8]人	268[232]人	280[240]人
合計	4[1]人	24[13]人	300[256]人	328[270]人

(2) 目標

一般事務職の管理的役職(主任以上)における女性職員の割合を30%以上にする。

(3) 取組内容

① 管理職等を対象に女性活躍推進に関する研修を行う。

〔実施期間：平成29年8月～平成32年3月〕

② 女性職員を対象に管理職育成を目的としたキャリアアップ研修を実施する。

〔実施期間：平成29年8月～平成32年3月〕

2. 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み

(1)現状と課題

本会の職員の育児休業等の取得状況は、下記の通り。女性職員は就業規則に基づき、取得している状況であるが、男性職員(対象者2名)については、育児休業等に対する意識が薄く、取得に至っていない。

男性職員の家事、育児の参加は、女性活躍推進のためには不可欠であり、全職員に対して意識啓発を積極的に行う必要がある。

①職員の育児休業取得日数(対象：満1歳未満の子供を養育する職員)

区分	対象者数	取得状況	
		人 数	取得日数
男性職員	2人	0人	0日
女性職員	6人	6人	1,423日
合 計	8人	6人	

(平成29年4月1日現在)

(2)目標

子育てを目的とする休暇の取得を促進する。目標取得率100%

(3)取組内容

①全職員への周知、啓発し、子育てに関する休暇の取得を奨め、女性活躍推進に関する研修を行う。〔実施期間：平成29年8月～平成32年3月〕

②管理職、一般職員への周知、啓発の実施し、男性職員の家庭生活参加を促進する。

〔実施期間：平成29年8月～平成32年3月〕